

論点に対する回答

重点分野	従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行
省庁名	内閣府・厚生労働省
論点	1. 標準的様式の項目を各自治体が自由に加除修正すれば、加除修正した部分は依然として手作業で対応せざるを得ない。就労証明書の分野での20%削減を達成するためには、可能な限り標準的様式をそのまま使用するよう（単に文書を発出するだけではなく）、国としての普及目標を設定して、自治体に対してハイレベルも含めて強く働きかけるべきではないか。
<p>【回 答】</p> <p>① 就労状況の確認は、保育の必要性の認定だけではなく、児童福祉法に基づき市町村が保育所への入所を調整する際に指数をつける利用調整事務にも利用されており、就労証明書をもって確認を行う自治体が多い。</p> <p>② 利用調整事務の確認に必要とされる就労状況については、各自治体において異なっており、当該事務手続きが地方自治体の自治事務であることを踏まえると、国から自治体へ標準的様式の活用を強制することは、地方分権の観点から適切ではないと考えるが、今後、あらゆる機会を通じて、自治体へ働きかけていきたいと考えている。</p> <p>③ なお、各自治体の実情を踏まえて判断ができるよう、項目の加除修正はできることにしているが、その際、企業への修正理由の説明を求めるなど、一定の歯止めをかけているところ。</p> <p>④ 標準的様式の活用状況についても、今後確認してまいりたい。</p>	

重点分野	従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行
省庁名	内閣府・厚生労働省
論点	2. 企業が手書きではなく電子的に自動作成できるようにするためには、やむを得ず統一できない自治体がある場合、(1) 標準様式の枠を修正せずに、「備考欄」の使用（もしくは不要な番号の指定）で対応するようにすべきである（すなわち、「加除・修正でなく加除のみとする」）。このようにすれば、備考欄のみが手作業となる。(2) 加除・修正の有無を都度目視確認せずに済むように、国が指定した方法で、自治体が加除の有無、内容、日付を、明示させるべきではないか。
<p>【回答】</p> <p>① 標準的様式を用い、項目を加除修正する場合には、当該様式の枠を修正せず、備考欄以降に必要項目を追加したり、不要項目を明示したりしていただくことを考えている。</p> <p>② 加除修正する項目は、自治体の事情により異なるため、精査した理由等について、各自治体において説明できるよう求めている。</p> <p>③ 今後、FAQの公表等により、改めて備考欄の活用方法について周知することが考えられる。</p>	

重点分野	従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行
省庁名	内閣官房・内閣府・厚生労働省
論点	3. 紙で印刷したものを社印等により押印の上、自治体へ提出（「郵送」もありうる）することとなっているが、押印は不要ではないか。また、「行政の電子化の徹底」の観点からは、全て電子的に手続を完結すべきではないか。
<p>【回答】</p> <p>① 論点1のとおり、就労証明書における就労状況は、保育所に入所できるかできないかに影響を及ぼす要素となるものであり、会社の印等による第三者が証明したという証拠を確認する必要性は高い。</p> <p>② ただし、各自治体において押印以外に、電子証明等により第三者が証明できる仕組みが存在すれば、紙に押印することなく、電子的に手続を完結することも可能と考える。</p>	

重点分野	従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行
省庁名	内閣府・厚生労働省
論点	4. 今年度の自治体の標準的様式の利用状況（加除修正の有無も含め）を早急に調査すべきではないか。
<p>【回答】</p> <p>① 平成30年4月入所に係る申請の申込みの受付開始は、多くの自治体で10～11月頃に開始される。</p> <p>② 一方、利用申請が多い大都市では、円滑に事務を進めるため、早くから様式等を準備し、中には7月時点で印刷業者等に原稿を納品している自治体もあると承知している。</p> <p>③ 上記のスケジュールを考慮すると、現時点では自治体が就労証明書の様式の見直しに着手できておらず、当該様式の活用状況について正確に把握できないことが想定される。</p> <p>④ 翌年度以降を目途に調査を実施することで、より正確に活用状況を把握できるものと考えている。</p>	

重点分野	従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行
省庁名	内閣府・厚生労働省
論点	<p>5. 自治体向け通知について以下のように改定して、再度通知すべきではないか。</p> <p>(1) P2-1.</p> <p>「加除修正することは差し支えない」を「やむを得ず追加する場合には、標準的様式の枠(項目1~14)を修正せずに、「15備考欄」で追加を記載する。また、不要な場合も、枠自体は変更せずに、不要な番号を指定する。」</p>
<p>【回答】</p> <p>① 論点2と同様</p>	

重点分野	従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行
省庁名	内閣府・厚生労働省
論点	<p>5. 自治体向け通知について以下のように改定して、再度通知すべきではないか。</p> <p>(2) P2-1.</p> <p>「精査した理由」は、WEBサイトでの公表等、個別の問い合わせ（企業、自治体双方の負担増になる）を要しない方法で行うべきではないか。</p>
<p>【回答】</p> <p>① 通知で示したとおり、自治体が地域の事情により加除修正した場合には、精査した理由等について、説明できるようにしておくことを求めているところ。</p> <p>② 企業等からの不明な点等の問い合わせがないように、各自治体においては、説明を充実してもらいたいと考えている。</p>	

重点分野	従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行
省庁名	内閣官房・内閣府・厚生労働省
論点	<p>5. 自治体向け通知について以下のように改定して、再度通知すべきではないか。</p> <p>(3) P4「代表者名」</p> <p>紙で印刷したものを社印等により押印の上、自治体へ提出することとなっているが、押印は不要にすべきではないか。</p>
<p>【回答】</p> <p>① 論点3と同様</p>	

重点分野	従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行
省庁名	内閣府・厚生労働省
論点	<p>5. 自治体向け通知について以下のように改定して、再度通知すべきではないか。</p> <p>(4) P5-Ⅱ.</p> <p>就労時間、実績等について、各自治体の解釈を確認する必要があるよう、より詳細に追記すべきではないか。</p>
<p>【回答】</p> <p>① 標準的様式における就労時間及び就労実績の定義については、記入要領で示しており、別添3「意見概要」においても、休憩時間の考え方等の就労時間や実績に係る解釈を示しているところ。</p> <p>② 今後、当該標準的様式の記載方法について疑義が発生した場合には、FAQの公表等により対応してまいりたい。</p>	

重点分野	従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行
省庁名	内閣府・厚生労働省
論点	<p>5. 自治体向け通知について以下のように改定して、再度通知すべきではないか。</p> <p>(5) P 9 -No. 40, 41「備考欄に記載して頂くこととなります」必要な項目があれば、標準的様式に盛り込むべき。一部の自治体で不要であれば、「記載があっても考慮しない」等の対応をとれば済むのではないか。</p>
<p>【回 答】</p> <p>① 標準的様式の項目は、自治体の意見も踏まえつつ、事業者の事務負担軽減のため、国として必要最小限と考えるものを盛り込んでいるところ。</p> <p>② 項目の加除については、活用状況等を確認し、引き続き検討してまいりたい。</p>	

重点分野	従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行
省庁名	内閣官房・内閣府・厚生労働省
論点	6. 就労証明書以外の育児休業証明書など、規制改革推進会議で提示された各種証明書の発行については、どのようなプロセスで実現していくのか。
<p>【回答】</p> <p>① 通知1.(4)において、標準的様式が休業証明書や復職証明書も兼ねることができる旨を示しているところ。</p>	